

政策会議付議事案書 (令和5年1月10日)

提案課名 健康づくり課

報告者名 課長 和田 安弘

<p>事案名</p>	<p>秦野市産科有床診療所整備等支援事業費補助金（仮称）の創設について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市は、総合計画において「健康で暮らせるための地域医療体制の充実」を基本施策に掲げ、市内産科有床診療所を支援するとともに、秦野赤十字病院における分娩業務再開に向け、同病院が取り組む産科医師の確保に優先的課題として協力してきました。</p> <p>また、妊娠期を順調に過ごし安心して出産に臨み、その後の子育てにつながる切れ目のない支援に努めながら、安心して出産できる環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>しかし、出産というライフステージにおいては、市内には、産科有床診療所が1か所しかなく、市民の妊婦の約7割が市外の施設で分娩している状況です。</p> <p>こうした本市における産科医療の状況を改善するため、新たに産科有床診療所への財政的支援制度を創設し、産科有床診療所の新規開設、分娩業務開始・再開、体制強化・承継を促し、より身近な場所で安心して出産できる環境を整備しようとするものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和4年 9月 既存産科有床診療所による令和5年3月以降の分娩の取扱い休止の発表</p> <p>〃 11月 産科有床診療所の新規開設に向けた市有地の賃借申込み</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 市内において、分娩を取り扱う産科有床診療所の新規開設、既存産科有床診療所での分娩業務開始・再開及び体制強化・承継等について、施設及び医療設備の整備に対し補助すること。</p> <p>2 補助金の額は、「限度額」を設け、「補助対象経費」に「補助率（3分の1）」を乗じて得た額と限度額のいずれか低い額とすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和5年1月 秦野市産科有床診療所整備等支援事業費補助金交付要綱（仮称）の制定</p> <p>〃 令和5年度一般会計予算追加要求</p>	

秦野市産科有床診療所整備等支援事業費補助金（仮称）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民がより身近な場所で安心して出産できる環境を確保するため、市内に産科有床診療所を開設し運営する医師又は法人（以下「医師等」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 この要綱による補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規開設事業 医師等が市内で新たに産科有床診療所を開設するときの施設及び医療設備を整備する事業
- (2) 分娩業務開始・再開等事業 市内で既に産科又は産婦人科を開設している医師等が、分娩の取扱いを開始又は再開するときの施設及び医療設備を整備する事業
- (3) 体制強化・承継等事業 市内で既に産科有床診療所を開設し運営している医師等が、診療体制の強化又は新たな医師を確保し承継を行うときの施設及び医療設備を整備する事業

（補助対象経費）

第3条 前条に規定する補助対象事業のうち補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と限度額のいずれか低い額とする。ただし、国又は地方公共団体等により既にその一部を負担され、又は補助を受けている経費については、補助対象経費から除くものとし、算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 交付申請を行おうとする医師等は、次に掲げる書類を提出して、事業の実施時期、概要等について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- (1) 施設及び医療設備整備等の事業計画書
- (2) 産科有床診療所の施設整備に必要な金額が分かる資料

(3) 産科有床診療所の医療機器等の整備に必要な金額が分かる資料

(4) その他市長が必要と認める資料

(申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする医師等は、規則第4条の規定にかかわらず、秦野市産科有床診療所整備等支援事業費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 施設及び医療設備整備等の事業計画書

(2) 産科有床診療所の施設整備費用が確認できる書類（見積書等の写し）

(4) 産科有床診療所の医療機器等の整備費用が確認できる書類（見積書等の写し）

(5) その他市長が必要と認める資料

(交付等)

第7条 補助金の交付の時期は、補助事業者の行う補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件どおりに完了したことを市長が確認した後に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費等の一部を部分払いにて支払うことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業区分	補助対象経費	限度額
第 2 条第 1 号から 第 3 号に該当する 事業	1 開設許可等に要した 測量、調査及び設計費 2 施設整備に要する設 計費、工事費又は工事請 負費及び設備費	1 産科有床診療所 各補助対象事業 1 回限り 100,000,000 円
	産科に関する医療機器等 に要する設備費	